

〔資料〕

看護実践研究の可能性と意義 その2 —岐阜県立看護大学大学院博士前期課程における研究指導方法の追究—

北山 三津子 松下 光子 森 仁実 黒江 ゆり子

Significance and Possibility of Nursing Practice Research Part2 —Exploration of Directing Method of Nursing Practice Research in the Master's Course at Gifu College of Nursing—

Mitsuko Kitayama, Mitsuko Matsushita, Hitomi Mori and Yuriko Kuroe

I. はじめに

岐阜県立看護大学は、人々の健康と福祉の充実に貢献できる看護専門職者の育成を目指して、平成12年4月に県立の看護学の単科大学として開学した。開学当初から、人々が受ける看護サービスの質の向上のために、岐阜県下の看護職との共同研究等による看護実践の改善・改革につながる実践性の高い研究活動を行ってきた。教員は、この成果を教育活動に生かすとともに、看護生涯学習の拠点として機能するべく全学的に取り組んできた。

平成16年4月には、看護職との共同研究や県下各地での研修会（看護実践研究指導事業）の実績を基盤として、大学院看護学研究科修士課程が創設され、平成18年4月には博士後期課程が開設され、看護学の学士課程、修士課程、博士課程をもつ県内唯一の大学となった。県下に看護系大学の新設が相次ぐ中、博士課程をもつ本学の役割は重要であり、理念に基づいて教育研究活動をより一層発展させる必要がある。

大学院看護学研究科では、個人の尊厳と人権の尊重を基盤に据えた利用者中心のケアのあり方を追究し、広い視野から看護実践の改革を積極的に推進できる創造的・先駆的指導者層の育成を目指している。この教育・研究活動を通して、人々が受け取る看護サービスの質の向上を図り、同時に、実践性・応用性の高い看護学の確立と発展を図ることを目的としている。以上の教育理念に基づき、博士前期課程は、看護実践の具体的諸課題に焦点をあて、その問題解決能力を育成し実践の場において、

専門性の高い看護実践を遂行するとともに、看護の質の充実や看護サービスを改革できる指導者の育成を目指している。そのため、研究指導においては、各学生の所属施設における看護実践の改善・充実に直結することを大切にしており、研究のプロセスを通じて所属施設での組織的な取組が促進されることを意図して取り組んできた。その結果、修士論文指導の経験を通じた看護実践研究の意義に関しては既に報告したとおり、自分たちの看護実践をやり直したり改善しながら、新たな実践を導くことが可能になる等の意義を確認している（黒江ら,2014）。また、修了時における看護学特別研究に対する学生・同僚・上司の三者による評価結果においては、学生からは「看護実践現場を変革する方法を理解できた」「就業しながら学修することの意義を理解できた」等、同僚からは「関連部門・職種との組織的取り組みを推進した」「利用者中心の看護が実現できるようになった」等、上司からは「保健・医療・看護の質を向上するための方向付け、原動力としての役割を果たした」等の意見があり、利用者中心の看護の改善を組織的に展開できたという成果を確認している（岐阜県立看護大学,2011）。しかしながら、これらの成果を導いた研究指導方法は未だ確立されていない。本稿では、教員が研究指導の実績を積みながら創り上げてきた経過を整理し、開発した指導方法を提示する。研究指導方法を明確にすることは、看護実践研究としての修士論文の充実に繋がるとともに、看護実践研究の方法および意義を明確にすることにも繋がると考

える。

II. 岐阜県立看護大学における博士前期課程の教育課程の特性

1. 授業科目と看護実践研究

博士前期課程においては、看護実践研究に取り組むことを求めており、基本科目、看護学共通科目および専門科目の学修を通して学生の思考が深まることによってそれを可能にすることを意図している。基本科目は、倫理的判断力と総体的視野から管理調整能力の基礎を培うことを目指しており、従来の医療サービスの枠組みを超えた視点を修得することを目指している。看護学共通科目は、専門性の高い看護実践能力と看護研究能力を培うことを目指し、専門科目は、地域基礎看護学、機能看護学、育成期看護学、成熟期看護学の4領域のうち1領域を選択し、選択した領域の全科目が必修科目となる。いずれの領域も授業科目は特論、演習、特別研究で構成されて

いる。

授業科目の関連は図1に示すとおりである。学生は基本科目および看護学共通科目の学修によって、実践改革者としての確実な視野を拓げ、その成果を専門科目である看護学特別研究で求められる看護実践研究の内容に直結させる。特に、「医療・介護をめぐる倫理と人権」は、弁護士活動をしている非常勤講師による教育を受け、「看護倫理」において、看護で遭遇する倫理的な問題・葛藤について考え、看護師の役割・責務に関して討議を加え、利用者中心の看護のあり方を確認しており、その視座から実践改善を目指した研究に取り組む。また、看護は、医療・保健・福祉・介護の諸制度においてサービス組織として機能しているため、看護実践研究の推進に際しては、総体的視野で追究することが重要となる。そのため、「コミュニティ経営学入門」において、ケアサービス事業のあり方や事業経営・管理システム、事業価値の創造などについて考え、「看護管理論」において、看護業務

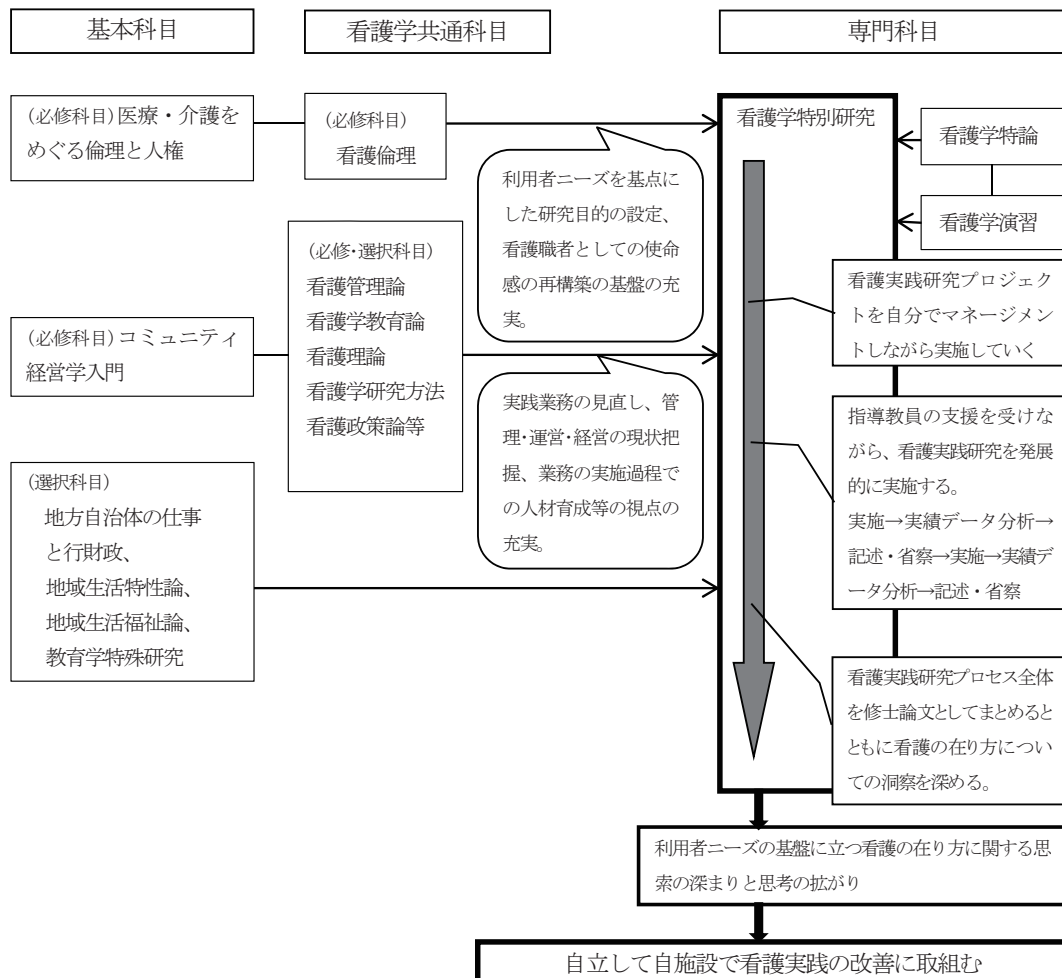


図1 看護学研究科博士前期課程における看護学特別研究と他科目との関連

の管理・運営、職場内での人材育成・教育面などについて学修し、これらを含む課題認識を確実に持った上で研究に取り組む。さらに、看護学の研究方法、看護教育や看護実践に関わる理論や看護政策の学修（「看護学研究方法」、「看護学教育論」、「看護理論」、「看護政策論」等）を基盤として、「看護学特別研究」では、3ヵ年かけて自施設における看護実践改善のための研究を実施し、その実績を分析して、論文にまとめることを求めている。

2. 看護学特別研究の目的・方法

「看護学特別研究」は、各領域において、看護実践の現状を変革し、質の高い看護実践を導くために必要となる研究活動を行い、看護実践研究方法を学ぶ。約3か年に亘り、看護実践の場での研究を行い、その成果を修士論文としてまとめる。単位数は10単位（修了要件33単位）である。

自施設の看護の現状分析と課題に対応するための研究計画の考案で約1年間、研究計画にもとづく実践的取り組みに約1年間、実践的取り組みの成果把握と論文作成で約1年間を要することから、概ね3年以上の時間を必要としている。

なお、本研究科は、専門看護師コースを併設しているが、看護実践研究として「課題研究」6単位を課しており、3年間を通して履修する。この課題研究で作成する報告書は修士論文に相当するものである。研究の進め方は看護学特別研究と同様である。

研究指導は、領域単位の集団指導および個別指導を基本として、研究科単位の間接報告会による指導を実施している。集団指導は、学生・教員とも複数で実施するものであり、単に学生個人の研究をどう進めるかではなく、他の学生の発言等から多様な看護実践現場の現状・課題、看護職者の役割、そこでの実践研究の意義等を具体的に知ることによって、看護実践研究の視野を培うことができるように意図している。

看護学特別研究および課題研究の指導の実施については、大学院学生便覧に明記しており、入学時のガイダンスで説明し周知している。具体的には、指導体制、時間的経過に沿った研究指導の方法（研究課題の提出と論文指導教員の決定、研究計画の作成指導、研究計画の提出と研究倫理審査部会の承認、専門領域での指導の継続、研究科単位の間接報告会、修士論文の作成と提出、修士

論文報告会）、課題研究の指導と報告についてである。

III. 研究指導方法追究の実績

研究指導の方針は、研究科として合意しており、学生にも周知しているが、看護実践研究である看護学特別研究の具体的な指導方法については、指導教員が開発していく必要があった。すなわち、研究者養成を目指す研究科の指導方法には存在しない研究指導方法を創出していかななくてはならない。そこで、研究科単位で看護学特別研究（課題研究）の領域を超えた協働授業およびファカルティディベロップメント（以下FD）活動を実施し、看護学特別研究（課題研究）の指導方法の開発に取り組んできた。

1. 1年次における看護学特別研究（課題研究）の協働授業

協働授業は、平成21年度に試行的に実施し、その成果を踏まえて、平成22年度から本格的に継続実施している。

授業目的は、看護実践に関する研究に取り組む過程を著実に導き、本研究科の修士論文（課題研究レポート）審査基準に適合した学習を効果的に導くことであるが、基本的には本研究科独自の研究指導方法の開発である。看護学特別研究は、学生自身が置かれている状況の中で、専門職として自己の負っている責任を果たし、看護実践の現状を改善・改革していくための研究という点では、4領域とも同様であり、その手法及び歩む過程は共通している。そのため、領域を超えて複数領域合同で授業を実施し、教員にとっては、一歩引いた位置で指導に当たることによって、指導を振り返る機会となり、他領域の指導の実態を把握し学ぶ機会とした。学生にとっては、他領域の教員の助言を得ることにより、自分の取り組みや歩む方向の適切性を確認する機会とした。

授業方法は、2領域の教員と学生が合同で、学生一人約30分ずつで全学生について実施し、1回約4時間をかけている。実施時期・回数は試行を重ねながら適切な時期を検討してきており、現在は7月と11月の2回になっている。事前に学生には協働授業の趣旨と方法を説明し、報告内容を示している。提示する報告内容についても試行を重ね、精選してきた。毎回実施後には、教員の意見・感想および学生の意見・感想（授業評価）を取

集し、その集約結果を研究科委員会で共有し、実施内容・方法について改善を重ねてきており、現在の方法に至っている。

2. FDの実施

1) ねらい及び実績

研究科のFD活動としては、研究科委員会のもとで取り組むこととし、平成16年度の研究科開設当初は、新しい教育課程をどう展開するかを主要な課題とした。平成17年度から「特別研究指導のあり方」を課題として取り組みを開始し、その後一貫して、看護実践研究の指導方法の検討を継続している。

平成20年度からは、FDの企画・運営を担当する教員を決め、より強力かつ恒常的な教育能力開発の取り組みを実施することとした。そして、特別研究指導については、テーマを「看護学研究科の実践研究指導方法の充実」とし、特別研究の指導実績を素材とした検討を繰り返して行ってきた。

平成25年度は、看護実践研究指導方法を実績に基づき明文化することを目指して、FDでの検討資料として、まず、1年次の研究指導方法について、文章と表を作成した。作成した1年次の研究指導方法、修了者の修了時の三者（学生・同僚・上司）の評価結果、7月に実施した協働授業に対する教員の意見・感想と学生による授業評価結果を素材として、1年次の指導方法、本学助教の教員が学生の場合の1年次の指導の検討を行った。また、2年次以降の指導方法についても検討する機会をもった。検討会は、教員を2グループに分けて行い、検討内容を記録し、後日グループメンバーの教員の確認を得た。

2) 成果

(1) 1年次の研究指導方法の明文化

平成25年度のFD活動の成果として明文化された1

年次の研究指導方法を表1および表2に示した。

表1は、看護学特別研究・課題研究の指導方法-1年次の指導について-として、看護学特別研究・課題研究の目的、1年次の指導の特徴について文章で表現したものである。

表2は、1年次の研究指導の流れを表に示したものである。この表は、まず、平成25年度のFDにおける検討資料として、平成24年度のFDにおいて話し合った看護学特別研究の指導方法についてのグループワークの記録、協働授業後の教員の意見調査、学生便覧に記載された「看護学特別研究・課題研究指導の流れ」をもとに作成した。さらに、平成25年度のFDにおける各グループの検討内容の記録から、1年次の指導方法に関する意見を追記して作成したものである。

(2) 1年次の研究指導方法

i 学生の取り組みと研究指導として学生の取り組みを促進する方法

1年次の4月は、学生は、自分なりの課題意識をもって入学してくる。研究指導は、まず、学生の所属する組織、その組織における学生の位置づけの確認から始まる。教員から問われて、学生は、自施設の組織を調べて集団指導の場で報告し、自身の施設での位置づけを確かめる。

次に、1年次前期の研究指導としては、教員は、学生が自分自身の看護実践を振り返ることを促していく。この看護実践の振り返りにおいては、利用者のニーズに基づき、できていることとできていないことの両方を見るように促していく。具体的には、教員は、所属組織の実施している保健医療福祉サービスおよび看護活動の実施状況について、データを示した説明を求める、学生自身が感じている看護実践上の課題について説明を求める、学生が看護としてどのような考えを大事にしているのか

表1 看護学特別研究・課題研究の指導方法 — 1年次の指導について—

Table with 1 column and 1 row containing detailed text about the research guidance method for the first year, including the purpose of nursing practice, the role of the research committee, and the process of developing the guidance method.

を言語化することを促す、看護サービスの利用者のニーズをふまえた看護実践上の課題を分析することを促す、といった促しを学生に対して行う。学生は、自施設の保健医療福祉サービスの提供状況や看護活動の実施実態のデータ（自身の具体的な看護援助事例の提示）を収集し、集団指導において報告する。

7月の協働授業前には以下の項目、①自己の（研修）施設や看護実践現場の成り立ち、②看護実践の実績、③それらに対する自分の評価、④自分たちが提供する看護サービスの充実・向上という観点から解決しなければならぬ課題は何か、⑤その課題について同種他施設においてはどのような課題解決をしているのか、⑥その課題について同僚や上司はどのように認識しているかを提示し、11月の協働授業までに各自が取り組む方向性を示す。

7月の協働授業では、自施設の成り立ちや自身の位置づけ、自施設の看護活動の実態をデータで説明、自身が

感じている看護実践上の課題の説明を中心として、4月からの研究指導で調べて報告してきたものを整理して提示することとなる。

7月以降は、研究指導としては、学生が感じている看護実践上の課題について、他のスタッフや上司はどう感じているかについて確かめる、関連するデータの収集、同業他施設の実態の把握、文献の確認、自施設の課題について、何らかの実践活動を通して、他スタッフ、上司との意見交換に取り組むように促していく。学生は、7月から11月頃にかけて、自身が感じている看護実践上の課題について、他スタッフや上司の考えを把握したり、関連するデータを把握したりする。また、同業他施設の実態を聞き取りや文献等から把握する。これらの取り組みを通して、学生は、自施設の看護実践上の課題を再考していく。

11月末ごろに協働授業が行われ、この時には、学生は、明確になった自施設の課題、取り組みの方策を説明する

表2 1年次の研究指導方法

時期	学生の取り組み	研究指導の方法	
		学生の取り組みを促進する方法	教員が指導にあたって常に大事にしていたり、考えていたりしていること
4月	<p>入学時：自分なりの課題意識</p> <p>自施設の組織を調べる 自身の位置づけを確かめる</p> <p>自施設の保健医療福祉サービスの提供状況、看護活動の実施実態のデータ収集</p>	<p>学生の所属する組織、組織における学生の位置づけの確認</p> <p>自分自身の看護実践を振り返る（利用者のニーズに基づき、できていることとできていないことの両方をみる）ことを促す。</p> <p>具体的には以下。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属組織の実施している保健医療福祉サービスおよび看護活動の実施状況についてデータを示した説明を求める 	<p>組織として何が求められているかを捉える</p> <p>学生の所属する組織を理解し、誰に働きかけるとよいかを判断する</p> <p>その学生が取り組める課題かをあわせて考える</p>
7月	<p>協働授業：</p> <p>自施設の組織と自身の位置づけの説明</p> <p>自施設の看護活動の実態をデータで説明</p> <p>自身が感じている看護実践上の課題の説明</p> <p>自身が感じている看護実践上の課題について、他スタッフ・上司の考えの把握、関連データの把握</p> <p>同業他施設の実態の把握（聞き取り・文献等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生自身が感じている看護実践上の課題について説明を求める ・学生が看護としてどのような考えを大事にしているのかを言語化することを促す ・看護サービスの利用者のニーズを踏まえた看護実践上の課題を分析することを促す <p>以下3項目は、おおそ7月以降、同時に行われていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生が感じている看護実践上の課題について、他のスタッフ・上司はどう感じているかについて確かめるように促す、関連するデータ収集を促す ・同業他施設の実態の把握、文献の確認を促す ・自施設の課題について、何らかの実践活動を通して、他スタッフ、上司との意見交換を促す 	<p>学生の問題意識を起点にして、捉えるべき看護実践の現状（実績）は何か</p> <p>学生がスタッフの場合は、スタッフ全員に協力を得る方法を具体的に考えていく</p> <p>学生自身が周囲の人に伝える力がどれくらいあるかを見極めながら支援する</p> <p>学生の看護観を確認する（学生は、自身の看護観を3年間かけて育てる。1年次は土台作り）</p> <p>看護として大事な視点や考えを言葉にして学生に伝える</p>
11月	<p>他スタッフ・上司との意見交換や実態把握から看護実践上の課題について再考する</p> <p>協働授業：自施設の課題の明確化 自施設の課題解決に向けた計画の作成</p>		
3月	倫理審査書類の提出	<p>研究計画の文章化を促す</p> <p>（職場で研究計画を説明することを促す）</p>	

ことが求められる。その後、12月～3月にかけて、自施設の課題解決に向けた計画として、研究計画を文章化していく。3月には、研究計画を看護学研究科の論文倫理審査部会に提出し倫理審査を受ける。

研究指導として実施している様々な現状の確認や同僚・上司との意見交換は、その時期のみに行うものではなく、おおよそその時期頃から教員は学生に問いかけ、考えるように促し始めるというものである。繰り返し再確認を促していく。

ii 教員が指導にあたって常に大事にしていたり、考えていたりしていること

教員が指導にあたって常に大事にしていたり、考えていたりしていることは、①組織として何が求められているかを捉える、②学生の所属する組織を理解し、誰に働きかけるとよいかを判断する、③組織の実態と学生の立場から、その学生が取り組める課題かどうかを考える、④学生の問題意識を起点として、捉えるべき看護実践の現状（実績）は何かを考える、⑤学生がスタッフの場合は、スタッフ全員に協力を得る方法を具体的に考える、⑥学生自身が周囲の人に伝える力がどれくらいあるかを見極めながら学生を支援する、⑦学生の看護観を確認する、⑧看護として大事な視点や考えを言葉にして学生に伝える、といったことである。⑦の学生の看護観を確認する、については、看護観は学生自身が3年間かけて育てるものであるが、1年次はその土台づくりの時期と言える。

(3) 看護実践研究における1年次の指導の意味

1年間の取り組みを通して、学生は、入学時にもっていた問題意識を起点として、自施設の看護の現状について、総合的な視野でデータを収集・分析して、看護実践の課題を明確にする。この過程を通して、学生は、自施設、自身の看護実践を広い視野で振り返り、検討することになる。そして、よりよい看護実践のために取り組むべき課題は何かを明確にしていく。さらに明確になった課題について、その解決の方策を現実的に創り出すことが求められる。教員も学生とともに、学生が所属する施設の成り立ちと学生の立場を理解し、看護実践の現状を理解して、取り組むべき課題と取り組みの方法を考えていく。

また、このプロセスにおいては、一貫して看護サービ

スの利用者のニーズは何か、そのニーズに対応できているのかという視点から分析を進める必要がある。このことは、看護として大事な視点や考えとして研究指導の中で常に学生に問いかけていく。看護実践の現状をどういう視点で見えていくのかは、看護観の育成につながる指導の一部と考えられる。よりよい看護実践とは何か、看護として目指すべき方向はどこなのか、課題解決のためにどのように取り組めばよいのかといった考え方は、学生自身の看護観に基づくものである。つまり、看護実践研究として取り組むべき課題と課題解決の方向性を明確にし、取り組みの方法を具体化していくという、看護実践研究の研究計画作成につながる過程においては、学生が自身の看護観を意識化する必要がある。自身の看護実践を振り返って他者に説明することや教員が看護として大事な視点や考えを言葉にして伝えることを通して、学生は自身の看護観を意識化していくことになる。教員もこの過程を経ることによって、学生の考えを確認することができる。

また、現場の看護を改善していくための看護実践研究は、学生が一人で取り組むものではなく、実践現場の同僚や上司と協働して取り組む必要がある。そのため、1年次に、同僚や上司の意見を聞きながら、看護実践上の課題を明確にし、課題意識を共有すること、協働できる体制をつくることは看護実践研究を進める基盤作りとして重要である。学生が同僚や上司の意見を聞いたり、定期的に職場で進捗状況を報告したりすることを通して、協働できる状態を作り出していく。特にスタッフの立場にある学生の場合は、学生の周囲の人に伝える力を見極めながら、スタッフの協力が得られる方法を学生とともに考えていく必要がある。

IV. おわりに

本稿では、博士前期課程における看護学特別研究の指導方法を開発するために研究科が取り組んできた活動をもとに、博士前期課程1年次の研究指導方法と看護実践研究における1年次の指導の意味を整理した。今後は、1年次の研究指導方法を精錬させるとともに、2年次以降の研究指導方法についても明文化し、考案した指導方法を教育実践の中で検証することにより、看護実践研究の指導方法を確立していく必要があると考える。

文献

岐阜県立看護大学. (2011). 平成18年度～平成21年度大学評価・自己点検報告書, 52-54.

黒江ゆり子,北山三津子.(2014). 看護実践研究の可能性と意義 その1.岐阜県立看護大学紀要, 14(1), 157-163.

(受稿日 平成26年 9月 1日)

(採用日 平成27年 1月14日)